（仮称）沖縄県こどもの権利擁護委員会　組織イメージ（案）

こども・保護者など

1 相談

こどもの権利相談窓口

電話・SNS等による受付を検討中

●こどもからの相談
（学校のこと、交友関係のこと、家庭でのこと、バイト先でのこと等）

●保護者等からの相談
（子育てに関すること、こどもに関して気になること等）

2 相談者から救済申し出

沖縄県知事

●相談窓口からの相談内容、救済申出内容を整理し、権利擁護委員会へ調査等の求め

3 委員会へ調査等の求め

【県の付属機関】沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）

① 委員による調査・調整

●有識者で構成される委員が、相談者本人や県、学校等関係者に対して調査・調整を行う

② 委員会会議

（委員合議制）

●有識者で構成される委員会で審議し、県知事に対して結果を報告、意見を述べる

①委員による調査・調整を踏まえて、
②委員会で審議

4 県知事に報告

5 県知事に意見

●委員会からの答申を踏まえ、県及び県関係機関、市町村の機関及び民間事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう求める

6 必要な措置を求める

県及び県関係機関、市町村の機関及び民間事業者